

令和3年度JA共済総研セミナーを振り返って

主席研究員 濱田 健司

目次

- | | |
|---------|---------|
| 1. はじめに | 5. 質疑 |
| 2. 基調報告 | 6. 総括 |
| 3. 行政報告 | 7. おわりに |
| 4. 事例報告 | |

1. はじめに

当研究所は、令和3年12月10日に「令和3年度JA共済総研セミナー－高齢者の農福連携（ゆるやか農業・農的活動）による新たな可能性を求めて－」を開催した。

ここ数年急速に取組みが進む農福連携は、障害者が農業に従事するという狭義の農福連携に関するものである。こうした中で、「農」や「福」の範囲や対象の広がり期待が寄せられている。

「農」の広がりとして、林業・水産業・エネルギー産業などにも広がり、「林福連携」「水福連携」等として徐々にではあるが取組みが始まっている。一方で「福」の広がりとして、福祉サービスを必要とするさまざまな人々への広がり期待される。

これまで障害者はサービスを受ける対象として位置づけられてきたが、農福連携が広まることで、社会や地域のために役割を果たすことが示されてきた。

我が国は、人口減少や少子高齢化が進む中で、社会保障費が膨らむ状況にある。また、社会参加や自立や居場所などを求める障害

者、高齢者、生活困窮者、生活保護受給者、出院・出所などの「働くための困難を抱えた人々」¹がいる。

これまでの農福連携は、ハンディキャップを抱える障害者の活躍を通して、障害者を含むさまざまな働くための困難を抱える人々が、社会や地域において役割を果たし、サービスやモノを提供できる可能性を示したといえる。

今までの狭義の農福連携の目的は就労や就労訓練であるが、今後、さらに農福連携において期待されるのが、農的活動を通じたケア、リハビリテーション、レクリエーション、癒しなどである。これにより農は、雇用や産業を生み出すだけでなく、いろいろな機能を発揮することができることから、農福連携においても「農」「福」の範囲や対象が広がるだけでなく、目的も拡大していくこととなる。したがって、それは広義の農福連携になる。

本セミナーでは、「福」の対象を高齢者に広げ、また目的をケア、リハビリテーション、レクリエーション、癒しまで広げ、高齢者の4つの農福連携の取組みパターンを提示し、

1 濱田健司「生活困窮者の農福連携に関する調査結果と取組みモデル」『共済総合研究』第83号2021年9月 pp. 48-50

かつパターンごとの先進事例について取り組む団体より報告していただいた。さらに、こうした取組みを国として促進し、支援していく、厚生労働省および農林水産省の担当課長より報告していただいた。

セミナー開催に当たっては、厚生労働省の大島一博政策統括官よりご挨拶いただいた。2019年「農福連携等推進ビジョン」には農福連携の広がりへの推進として高齢者・生活困窮者等の取組みも掲げられており、これはまさに地域共生社会実現およびSDGsへ繋がるものであり、農福連携は賃金支払いに加え、社会参加や地域づくりを目指すものにもなっていくといえる。本セミナーの開催は時機を得たものであり、セミナーで示されている高齢者の農福連携の取組みパターンが分かりやすく有用であり、取組みを広げていくことが重要である。そのためには行政の縦割りの壁を



厚生労働省 大島一博政策統括官

乗り越え、官民連携で取り組んでいきたいと述べられた。

2. 基調報告

筆者が基調報告を行った。

高齢者の農福連携に取り組む背景について、介護保険制度の課題、介護保険サービスにおける課題、介護予防における課題などから明らかにした。

さらに、農業活動（図）について定義し、「農業」・「ゆるやか農業」・「農的活動」に分類できることを示し、特に高齢者の農福連携では「ゆるやか農業」・「農的活動」が重要になることを言及した。

こうした農業活動について高齢者にかかる取組みパターンを4つに整理し、「リタイヤ農業者型農業」「定年退職者型農業」「介護予防型農的活動」「介護サービス型農的活動」があることを示した。

「リタイヤ農業者型農業」は、農業をリタイヤした者またはリタイヤしようとする者ができないことや難しいことを補うことで、農業生産への復帰を促し、かつリタイヤを防ぐもので、それが介護予防となり、農産物供給を支える（事例報告3 高知県越知町の取組み）。

「定年退職者型農業」は、農業経験のない者や主に農業に従事していなかった者が定年

（図）農業活動

農業 (就農)	ゆるやか農業 (ゆるやか就農)	農的活動 (活動)
農産物を生産し、その対価を得ることが目的	農産物を生産し、その対価を得るが、健康づくり・生きがいがづくり・社会参加などが目的	農産物を生産し、健康づくり・生きがいがづくり・社会参加・リハビリテーション・レクリエーションなどが目的（対価・謝礼を得ることも可能）
（就労・社会参加・生きがいがづくり・健康づくり・リハビリテーション・レクリエーション）		

（出所）筆者作成

等で第二の人生などとして、農業生産に従事し農産物供給を支える。これは介護予防にも繋がるものとなる。

「介護予防型農的活動」は、農業経験のない者が生きがいづくりやレクリエーションや社会参加などとして農的活動を行うことで、介護予防を実現する（事例報告1 高知県香美市社会福祉協議会）。

「介護サービス型農的活動」は、介護サービスにおいてレクリエーションや機能訓練などとして農的活動を行うものである（事例報告2 NPO法人たかつき）。

そして、こうした高齢者の農福連携の取組みの現状について、中国四国エリアの社会福祉法人へのアンケート調査結果（JA共済総合研究所『農福連携による高齢者の健康増進・生きがいづくり・社会参加と農山漁村の活性化の支援に関する調査研究事業』（厚生労働省の令和元年度老人保健事業推進費等補助金）2020年4月）より、取組割合・取組内容・効果等を提示した。

最後に、今後の取組みを「点」から「線」そして「面」にしていくためにはどのようにしていくべきか、特に既存の制度や人材を活用していくこと、その中でのJAグループへの期待について言及した。

さらには、狭義の農福連携と広義の農福連携について比較し整理を行った。また広義の農福連携の先には、あらゆる人々が共生し、人間と自然が共生する「里マチ」づくりがあることを示した。

3. 行政報告

(1) 厚生労働省

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長の笹子宗一郎氏より、「高齢者の生きがいづくりに向けた農業政策との連携可能性」

をテーマに報告がなされた。

高齢者のフレイル対策の中で社会でのコミュニケーション、地域包括ケアシステムにおける介護・医療外の介護予防・健康づくり・就労支援・社会貢献のためには生きがいづくり、さらには地域包括ケアを支えるには農業・観光等の地域産業などと連携し地域に根差した次世代ヘルスケア産業創出が必要であることについて説明があった。

また厚生労働省告示の基本指針には、高齢者が生きがいを持って生活できるようにすることを目指し、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性を超え、高齢者が社会参加等を行い、住民が共に支え合う地域をつくるために行政も一丸となって取り組む（農林水産担当部局等との連携）とある。通いの場をつくるために、既存の厚生労働省事業である「高齢者生きがい活動促進事業」「一般介護予防事業」などが農福連携でも活用できることやその事例、そして介護サービス事業における社会参加の事例についても説明があった。

今後、高齢者の生きがいづくりの一つとして、農業分野での取組みが期待されており、これを実現していくために、好事例紹介・周知やプラットフォームづくりに留まらず、行政の縦割りの壁を超え、JAや農林水産省や農業政策との連携を図っていきたい。特にJAのような全国組織との連携をすすめる第一歩となった本セミナーに感謝したいということが述べられた。

(2) 農林水産省

農林水産省農村振興局都市農村交流課課長の荻野憲一氏より、「農福連携について」をテーマに障害者が主として農業に従事する農福連携の取組み状況について報告がなされた。

まず農福連携の意義・効果や可能性について述べた。農作業には頭脳労働や肉体労働などの多様な作業があり、プロ農家が行うことが必要な特殊な作業とそれ以外の作業を分ければ障害者も従事できる。また生産工程を整理・見直すこと、そして障害者一人ひとりに合った作業に配置することで農業収益を上げることがも可能である。

農福連携には社会福祉法人等が農業参入するパターン、農業法人や農家等が障害者を雇用するパターン、JAが核となり農作業を委託したい農業法人等と受託する社会福祉法人等をマッチングするパターン、企業が障害者を雇用し農業参入するパターンの4つがあることを説明した。

2020年度より全国の農福連携の優良な取組団体を表彰するノウフクアワードを実施している。全国16団体（うち1団体がグランプリ）を表彰したが、そのほかの優良事例として、作業療法士がマッチングの支援を行う事例、認知症患者などを対象とした日本版ケアファームの構築へ向けた事例が出てきていることを言及した。

そして現場で農福連携を進めるための農林水産省の農山漁村振興交付金（「農福連携対策」）があり、「農福連携支援事業（ソフト対策）」「農福連携整備事業（ハード対策）」により、福祉系の事業所や農業者等を定額または1/2助成することができることを説明した。

情報発信として、農福連携を知る・農産物等を購入できるホームページ「ノウフクWEB」での発信、テレビ番組によるプロモーション、ノウフクマルシェ開催などを実施している。また取組みの輪を広げるために、農福連携等応援コンソーシアムを設立しているということであった。

4. 事例報告

(1) 介護予防型農的活動～香美市社会福祉協議会～

介護予防型農的活動については、高知県香美市の社会福祉法人香美市社会福祉協議会（以下、社協）地域福祉課主事・細川奈緒氏より、一般介護予防事業における農的活動の取組みについて報告がなされた。社協は香美市より一般介護予防事業を受託する中で、介護予防の取組みとして男性の参加を増やすことを目的に「菜園クラブ」での農作業の取組みを開始した。地域の耕作放棄地を借りて、30区画に分け、主に農業経験のない60歳以上の高齢者を募集し、農業技術の指導者として地元農家を招いて、日常の管理は社協の職員も手伝い、高齢者が野菜の栽培を行っている。

(2) 介護サービス型農的活動～たかつき～

介護サービス型農的活動については、大阪府高槻市のNPO法人たかつき代表理事・石神洋一氏より、運営するデイサービスセンターでの園芸療法の取組みについて報告がなされた。要介護および要支援の高齢者が、農作物の栽培や工芸作業などを行い、一人ひとりの心身の状況や希望に合わせて、やる気を引き出しながら、「農園芸」を通じたレクリエーションおよびリハビリテーションを実施している。高齢者が自ら製作したレイズベッド（花壇の一種）や畑などで、男性利用者、車いす利用者、認知症利用者も農的活動を行っている。

(3) リタイヤ農業者型農業～高知県越知町～

リタイヤ農業者型農業については、高知県越知町の保健福祉課主幹（保健師）・矢野雄二氏より、既に農業からリタイヤし家に引きこもりがちな元気な高齢者である元農業者を対象とした、地域の農産物供給体制を整備する、

同時に介護予防に繋がる取組みについて報告がなされた。限界集落に住み、免許を返納し、自宅の周りで畑を耕すか、家で過ごすことの多いリタイヤした元農業者に伝統野菜、柿等を再び生産してもらい、それらを集落支援員が直売所へ運び、販売することにより、高齢者の介護予防・集落内の交流・収入を得る機会を創出している。一方で、地域の新たな農産物供給体制の構築に繋がっている。

いずれの3つの事例も介護予防および介護サービスの一環として、既存の厚労省や総務省などの制度を活用し、ゆるやか農業および農的活動を実施するものとなっている。

5. 質疑

事前に寄せられた質問の中に「事業として持続可能な取組みにするには、具体的にどういうやり方がポイントになるのか」という質問があり、筆者より「国、自治体等の組織的

な連携を促しつつ、予算や、助成金など既にある制度をうまく活用していくことが必要」と説明した。

なお、農福連携は、障害者福祉における取組みであるとともに農業における取組みでもある。さらに高齢者の農福連携については、高齢者福祉の取組みという視点も加わる。それぞれの分野を所管する国・自治体の組織の連携により、今後も高齢者の農福連携について支援が広がる大きい可能性を秘めていると考える。本セミナーにおいても厚生労働省と農林水産省から報告が行われており、さらに関係省庁等が連携を深める中で新たな支援が行われることを期待したい。

6. 総括

筆者が全体を通じた総括を行った。本セミナーが、初めての「高齢者の農福連携」の意識啓発イベントになったこと、初めて厚労省



登壇者・関係者全体写真

上段：石神洋一氏、笹子宗一郎氏、濱田健司、元木要氏（農林水産省農福連携推進室長）
下段：依光由美子氏（香美市社協地域福祉課長）、石神裕美子氏（たかつき Roles 晴耕雨読舎南平台舎長）、細川奈緒氏、矢野雄二氏、荻野憲一氏

の介護サービスにかかる担当課長が農福連携に関する講演を、農水省の農福連携の担当課長と共に行った重要性について述べた。

そして高齢者の農福連携の取組みが介護予防および介護の新しい世界さらには医療分野の新しい世界を見出すことに繋がる。農福連携にとっても新しい「農」と「福」の分野になることを報告した。

キーワードは「ゆるやか農業」「農的活動」「社会参加」であり、今後は農福連携を通じた共生社会＝里マチづくりへ展開していくことの重要性を述べた。

7. おわりに

本セミナーを通じて、「高齢者の農福連携」は、我が国の人口で高齢者の約3,600万人が対象となり、「農業」「ゆるやか農業」「農的活動」により高齢者の社会参加を実現し、目的がレクリエーションやリハビリテーションなどへ広がること、さらには農福連携が広義のものに展開していくことを示すことができた。

特に高齢者にとっては、「ゆるやか農業」「農的活動」にかかる4つの取組みパターン（「リタイヤ農業者型農業」「定年退職者型農業」「介護予防型農的活動」「介護サービス型農的活動」）の展開が、介護予防・介護・居場所づくりに繋がり、それが地域農業を支えることにも繋がるものとなる。

本セミナーを契機に「高齢者の農福連携」の取組みおよびこの取組みへの意識啓発の動きが広がることを期待したい。

また現場において、4つのパターンの取組みを「点」から「線」「面」へと広げて欲しい。

国はこれまで以上にこの取組みへの支援を行い、地方自治体も事例報告などを参考に、一般介護予防事業や集落支援員制度などの既存の事業を活用し取組みを支援することが望

まれる。

障害者は約1,000万人であるが、高齢者は約3,600万人いる。これらの人々は既存の福祉サービスを受けるだけではなく、ゆるやか農業や農的活動による社会参加などを通じて、自らの役割の発揮、居場所づくり、介護予防、健康維持に繋げていくことができよう。そして、福祉サービスを受けながらも社会や地域を支える存在となり、多様な人々が共に支え合い、共に生きる共生社会＝里マチづくりに参画することとなる。

狭義の農福連携にとっても、既存の取組みである園芸療法や園芸福祉さらにはアニマルセラピーやタラソセラピーへその範囲を広げ、これらを包摂していくこととなる。また「農」にとっても、「農」の新たな価値創造にも繋がっていくこととなる。

したがって「高齢者の農福連携」は、高齢者にとっても、「福祉」・「医療」にとっても、既存の園芸療法等にかかる取組みにとっても、「農」にとっても、狭義の農福連携にとっても新たな世界を開く大きな扉となるであろう。

（お知らせ）

本稿で紹介した、令和3年度JA共済総研セミナーについては、現在、講演録を作成中です。講演録は冊子化するとともに、当研究所ホームページ (<https://www.jkri.or.jp/>) にも掲載予定です。